

令和7年度大阪IR広報企画運営業務 に係る企画提案公募要領

大阪IRは、地域への経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化等、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。また、納付金等の収入を住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていくこととしています。

IRの実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であり、大阪府・大阪市（以下「府・市」という。）では、IRの意義や効果、懸念事項対策等について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的な広報を実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

本公募は、「令和7年度大阪府一般会計予算」及び「令和7年度大阪市一般会計予算」が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。

これらいずれかの条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名（又は業務名）

令和7年度大阪IR広報企画運営業務

(1) 業務の趣旨・目的

府・市では、統合型リゾート（IR）を核とした新たな国際観光拠点の形成に向け、大阪・夢洲でのIRの実現に取り組んでおり、令和5年4月に国から認定を受け、同年9月にIR事業者と実施協定等を締結。令和5年12月には液状化対策工事に着手し、令和6年10月には準備工事に着手しています。

大阪IRは、ホテル、MICE施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込み、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化等、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。

また、納付金や入場料をギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていきます。

本施策は、府・市において最重要施策の一つであるとともに、注目度の高い事業であるため、IR事業者との適切な役割分担の上で、IRの実現に向けて、IRの意義や効果、依存症対策をはじめとした懸念事項対策等について、引き続き情報発信を行い、府民・市民の理解を深めていくことが必要と考えています。

府・市では、これまでセミナーや大学への出前講座、パンフレットの配布やポスターの掲示等様々な手法を用いて、大阪IRの理解促進に取り組んできたところであり、民間のノウハウを活用し、効果的・効率的な広報を行ってきました。7年度においても引き続き広く大阪IRの認知のすそ野を広げるため民間のノウハウを活用し、府民・市民の理解が深まるよう取り組んでい

ます。

(2) 業務概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

29,139 千円（税込）

2 スケジュール

令和7年2月18日（火） 公募開始

令和7年2月26日（水） 質問受付締切

令和7年3月 4日（火） 質問回答（予定）

令和7年3月 5日（水） 提案書類受付開始

令和7年3月21日（金） 提案書類提出締切

令和7年4月 2日（水） 選定委員会（プレゼンテーション）（予定）

令和7年4月上旬頃（予定） 契約締結・事業開始

令和8年3月31日（火） 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

企画課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-kikaku/r7_kouhou_kikaku/index.html) からダウンロードしてください。（窓口、郵送等による配布は行いません。）

イ 受付場所

府・市IR推進局企画課総務・企画グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎31階

電話番号：06-6210-9236

ウ 受付期間

令和7年3月5日（水）から令和7年3月21日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 提出方法

書類は受付場所に持参してください。

※持参の際は必ず事前にご連絡ください。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 委任状（様式4）※応募者が支店等の場合

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6）

③ 委任状（様式7）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式8）

キ 印鑑証明書または印鑑登録証明書（原本：発行日から3カ月以内のもの）

ク 定款又は寄付行為の写し（代表者印を押印した添え状により原本証明してください。）

ケ ① 法人登記簿謄本

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・ 府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主（社員）資本等変動計算書

※個人応募の場合で①～③の書類が存在しない場合は、確定申告書など財務状況の把握でき

るものを提出すること

シ 障害者雇用状況報告書の写し

① 常用雇用労働者総数が 40 人以上の事業所の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

② 常用雇用労働者総数が 40 人未満の事業所の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式 9）

※提案にあたって令和 6 年度同業務で実施した効果測定結果、及び I R 事業者のパス図が必要な場合は下記書類の提出を持って貸与します。

- 応募申込書（応募書類の様式 1 と同様）
- 貸与申出書（様式 1 1）

上記の提出については電子メール(koho-OSAKAIR@gbox.pref.osaka.lg.jp)のみで受け付けます。

(3) 応募書類の部数

① 正本 1 部

- ・(2)に記載する書類全てを提出してください。
- ・共同企業体での参加の場合、キ～シについては、全ての構成員分の提出をお願いします。

② 副本 5 部

- ・(2)に記載する書類のうち、イ～ウの書類を提出してください。
- ・書面審査に用いるため、記名・押印をしないでください。法人名等が印刷された用紙等を使う場合、マスキングの処理を行ってください。

③ 電子媒体（CD-R等） 1 部

- ・(2)に記載する書類のうち、ア～ウの電子媒体を保存して提出してください。また、イ～ウについては、記名・押印をしていない電子媒体も保存してください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「令和 7 年度大阪 I R 広報企画運営業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は審査対象または契約交渉の相手方から除外するとともに別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年2月26日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（koho-OSAKAIR@gbox.pref.osaka.lg.jp）のみで受け付けます。

ア 件名に「質問提出：令和7年度大阪IR広報企画運営業務＜事業者名＞」と明記してください。

電子メール送信後、必ず電話（06-6210-9236）で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は企画課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-kikaku/r7-kouhou_kikaku/index.html）に掲示し、個別には回答しません。

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア 共通事項

① (2) 審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者としてします。

② 応募が4者を超えた場合には、一次審査として提出された書類を下記の審査基準に基づき書類審査を実施します。一次審査の結果、上位4者に対し、二次審査としてプレゼンテーションを実施いたします。プレゼンテーションの日は4月2日（水）を予定しており、一次審査の結果とともに通知を行います。

イ プレゼンテーション審査について

① 実施日時・場所

プレゼンテーション審査の実施日時・場所は、応募者に対して別途通知します。

② プレゼン資料

提案書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととするが、別途提案書類記載の内容を抜粋し（追加の資料や提案は認めない）、プレゼンテーション用の資料を作成することは可能とします。資料の提出期限については別途通知します。

③ 説明時間

1社あたり15分程度、質疑応答を含めて30分程度と想定しています。

④ プレゼンテーションについて

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

オ 最優秀提案者と契約に至らなかった場合、「ウ」に規定している最低基準点より高い評価点を得た者のうち次に順位の高い者と順次、交渉を行うものとします。

(2) 審査基準

審査項目			審査内容	配点
事業全体の構成			事業目的を踏まえ、事業全体で効果が最大化できるように、各メニューごとの内容や各メニューにおける連携が考えられているか	5 点
広報関連	大学生向けイベント	企画内容 支援内容 過去実績	参加学生が緊張感や達成感を得られる構成となっているか 成果発表会に向けて参加学生が成長できる支援が充実しているか	15 点
	タブロイド紙	デザイン 過去実績	デザインが、興味を喚起し、わかりやすく、読みたくなる工夫がなされているか	10 点
	Web 広告 特設サイト 改修	媒体数、 目標数字 配信時期	媒体数等は、府が設定したものをもとに広報に効果的な回数となっているか 目標を踏まえて、広告時期・期間、時間帯等が適切に設定されているか	5 点
	主要駅等での広告	広報場所 広報期間	広報場所と期間が多くの府民の方の目に触れる効果的なものになっているか 追加がある場合は、広報媒体の内容が充実しているか、またその実現性はあるか	5 点
	メディア誘致	実施手法 過去実績	各メディアへの露出可能性を勘案したうえで、提案事業者のノウハウや経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める内容となっているか 過去の実績を含め、提案事業者の持つネットワークをいかした提案がなされているか	10 点
	その他 広報活動	広報活動の概要	本業務の趣旨を踏まえ、実施内容、スケジュールについて提案されているか	10 点
	効果測定		広報関連業務の実施による効果測定の方法が適切なものになっているか	5 点
広報戦略	広報戦略支援	実施手順 過去実績	広報戦略の検討支援の実施手順について、知見やノウハウに基づく具体的な提案となっているか 過去に広報関係の戦略提案の類似の実績等、強みがあるか	10 点
事業管理体制			必要な人員体制が確保された事業実施体制と、実効性の高いスケジュールが示されているか 本業務を受託するにあたって、過去の業務実績等強みを有しているか	10 点

価格点	【価格点の算定式】 満点（10 点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 （上記計算式で算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入する）	10 点
福祉点	常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうかまたは、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか 【福祉点の算定式】 満点（5 点）× 自社の障がい者雇用人数／法定雇用障がい者数（※） ※常用労働者 40 人未満の場合は 1 とする （上記計算式で算出した数値の小数点以下第 2 位を四捨五入する）	5 点
合計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を企画課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-kikaku/r7-kouhou_kikaku/index.html) において公表します。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 評価点順 内容は①に同じ

ただし応募者が 2 者であった場合は最優秀提案者の評価点のみ公表します。

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象または契約交渉の相手方からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象または契約交渉の相手方から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある

場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

8 その他留意事項

- (1) 本業務は、必要性が失われる場合（① I R整備法第 35 条に基づき区域整備計画の認定が取り消された場合、②諸般の事情により、実施協定が解除または終了することとなった場合）には、契約を途中解除することがあります。

なお、この解除は将来的に効力を生じ、その時点以降の受注者の作業について発注者は支払いを行いません。また、発注者は、この解除に起因して受注者に生じる損害等について補償は一切行いません。

- (2) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい